

## さくら市農業委員会総会議事録（令和2年8月定例総会）

1. 開催日時 令和2年8月25日（火）午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎2階第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	18番	齋藤 敏一
会長職務代理者	19番	石田 多美子
委員	1番	小池 利一
	2番	古澤 一郎
	3番	小林 功
	5番	伊藤 喜章
	6番	片岡 純雄
	7番	小菅 和彦
	8番	小林 薫
	9番	大谷 伸二
	10番	加藤 幸治
	11番	関 誠
	12番	千野根 友治
	13番	柴山 昇
	14番	石原 功江
	15番	石塚 良男
	16番	小林 義和
	17番	七久保 勉
	20番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 非農地証明願について

議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見

について  
 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野中 剛  
 係長 大山 昌良  
 主査 檜原 史郎  
 主事 石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は19名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。やっと梅雨明けしたと思ったらもうすぐ稲刈りということでほんとに気ぜわしい中だと思いたしますが本日は大変ありがとうございます。</p> <p>先日、4条、5条の現地調査ということで事務局と氏家地区、喜連川地区をひととおり回ってみまして、以前にも何か所か現地調査したことはあるんですが改めてちょっと思ったことがあったものですからちょっとだけお話しさせていただきたいと思いたします。氏家地区と喜連川地区で農業というのはほんとに独特のあり方をしておりまして、いろんな農業に関する問題とか案件があったときに同じ目線で考えるというのがなかなか難しいとそんな気がしております。今回も歩いてみてそんなことをちょっと思いたしました。しかしながら、私たちあくまでも基準は農地法ということになりますので、地域によって特性があるとはいいいながらも勝手に判断基準を変えてしまうわけにはいきませんので、そんな中で私たち何ができるかなということを考えますと、農地法の運用というのがどのぐらいの幅があるのか私はよくわかりませんが運用の範囲内でその地域の特性に合った又は特性を生かすようなそういう判断して対応していくことができることなのかとそんな風に思いたしました。私たちが判断し対応したことが地域の農業に限らずなんです、その地域の発展とか幸せといってしまうとちょっと大げさなんです、そんなことにつながるよ</p>

		<p>うな状況で私たちが活動出来たらいいなとつくづく思った次第でございます。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、7 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可 1 件申請者 ○○株式会社につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ、7 月 28 日付けで許可相当の答申に基づき、許可書の交付を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第 1 調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2 番	古澤	<p>本日午前 10 時より全員出席のもと書類審査および現地を確認いたしました。後ほど担当者が説明いたしますので審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第 2 調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
7 番	小菅	<p>本日午前 10 時より全員出席のもと書類及び現地確認を行いました。案件といたしましては議案第 1 号 1 件、第 3 号 1 件、第 5 号 4 件、計 6 件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第 3 調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
1 番	小池	<p>本日午前 10 時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第 3 号 1 件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第 4 調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>

6 番	片岡	本日午前10時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。第1号から4号まではありません。第5号が1件でございます。後ほど担当委員からご説明がありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	齋藤	それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。6番の片岡純雄委員、7番の小菅和彦委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の2の(3)の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小林	案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) ただ今の事務局の説明のとおり昭和45年に石の倉庫を建築しましたが約50年間隣接する自宅敷地と一体で現在に至っております。今後この状況のまま使用したいということから今回願ひ出た次第でございます。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。  【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どお

		り承認されました。 次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大山	(議案第2号番号1番について、朗読して説明する。) この土地について、売買の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	齋藤	あっせん委員の選出ですので、第2調査会の委員長より指名願います。
7番	小菅	あっせん委員としまして、11番の関誠委員と16番の小林義和委員を推薦いたします。
議長	齋藤	それでは、議案第2号番号1番のあっせん委員は、11番の関誠委員と16番の小林義和委員を指名いたします。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	石原	(議案第3号番号1番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
8番	小林	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 今回規模拡大のための売買ですので問題は特にないと思えますのでご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。

		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
1番	小池	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。) この申請地全部で3筆ありますがその奥に広がっているところ2筆ありますがここが譲受人の水田でございます。実際には大きく開田したところなんですが、転作が始まった時点で機場がだめになりまして全面積転作だけできたという経過があります。 譲受人は菌床栽培をしていますので実際にはここも利用したというような意味合いで求めますということでございます。 皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
20番	手塚	<p>案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>8月19日に推進委員と現地確認をしてきました。譲受人は農業に従事されておりますので事務局の説明どおりで問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
		<p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号3番について承認される方の挙手を求めます。</p>
		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第4号番号1番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地</p>

		<p>の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
5番	伊藤	<p>案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>選定理由としまして、他にも農地を持っているんですが転用可能な農地はここしかないということです。周りの状況からしまして上下水道も完備しているということでここに選定したということでございます。道路の南側に息子さんが宅地を建てていますがその宅地の東側を分筆しまして進入路として、北側に2階建てのアパートを建てるということです。そういうことですので宅地の条件としては問題ないかと思えます。周辺は西側は既に住宅地になっております。東側はアパート、北側が畑になっているんですが北側は圃場整備区域ですので農地になっております。そこに水路がありまして農地への影響はないと考えられます。</p> <p>資金的には収入を全額融資でまかなうということで8600万円の融資を受けてアパートを建てるということです。以上現地確認した結果、問題ないだろうということで皆さんで見ていただいております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思えます。以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請につい</p>

		て」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第5号番号1番について、朗読して説明する。) <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
3番	小林	この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。 この案件は売買による所有権移転のための案件でございます。必要性といたしましては、譲受人は妻と子の3人で生活しております。現住居では手狭なため十分な生活空間がないことから申請地を取得するための申請でございます。 選定理由といたしましては、申請地は通勤に便利な位置にあること、また、商業施設及び学校施設等が充実し住宅用地に適した農地への被害及び集団的農地を侵食する恐れがないことから住宅用地として最適であると考え選定をいたしました。 土地利用計画といたしましては、木造2階建てでございます。 資金計画といたしましては、土地取得費、建物取得費、事務費合わせて1700万円、全額自己資金で対応いたします。残高証明書も添付されております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第5号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号 番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第5号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、土地区画整理事業施行地内でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	小林	<p>この案件は、上阿久津台地土地区画整理事業地内でございますので場所の説明は省略させていただきます。</p> <p>申請地は譲渡人である〇〇株式会社が建売分譲目的として農地法第5条の規定による許可を受けた土地であります。</p> <p>今回の案件は〇〇株式会社から建売住宅の購入を予定している譲受人へ所有権移転のための案件でございます。許可することは問題ないと判断します。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	檜原	<p>(議案第5号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
3番	小林	<p>案内図5-3をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本案件の譲渡人と譲受人は親子でございます。使用貸借の設定でございます。</p> <p>申請人は現在アパートで生活しておりますが、部屋が手狭になったためマイホームの購入を計画いたしました。当該地は父の所有地であり、環境も良く大変適していると考え今回申請に至りました。</p> <p>選定理由といたしましては、申請地は譲受人の実家の対面地で既存の集落内に位置しておりますので最適と考えております。</p> <p>土地利用計画といたしましては、軽量鉄骨造り2階建て住宅、取水はさくら市上水道、雑排水はさくら市下水道、雨水は敷地内の浸透を考えております。</p> <p>資金計画といたしましては、建築費、造成費、付帯工事費、事務費合わせまして4500万円でございます。全額金融機関からの融資で考えております。</p> <p>周辺農地への被害防除対策といたしましては、適切な土留を設置いたしますので土砂流出防止対策はございません。日照通風に悪影響を出さないよう予定建築物の高さ及び配置を設計いたしますので問題が発生することはございません。当申請地内に耕作道はなく、申請地周辺の農地の耕作道にも影響はないと考えております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p>

		議案第5号番号3番について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号3番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
10番	加藤	<p>案内図5-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は現在、〇〇市のアパートに妻と二人で生活しています。両親も高齢で今後の介護等の必要性また地元の消防団員でもあり消防活動をするためにも実家の近くに居住することが望ましいと考え、自己所有住宅を建設するにあたり父が所有する土地を借りられることができましたため今回の申請になっております。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟を建築し駐車場を3台確保するものであります。取水排水計画は、給水はさくら市上水道より取水する。生活排水は合併浄化槽処理後、山田土地改良区排水路に放流。これは改良区に確認済でございます。雨水については周囲をL型擁壁で囲み敷地内に浸透処理いたします。</p> <p>資金計画は、事業費2200万円、1200万円を自己資金、1000万円を融資でまかさないです。</p> <p>周辺農地への影響は、北側はさくら市認定外道路、東側は実家の敷地でございます。南側、西側の農地への影響は日照通風の影響を及ぼすことはないと考えます。</p> <p>本日調査会におきまして申請内容を確認したうえ現地調査を行いました。問題ないと判断しております。以上のような状況で</p>

		<p>ございますのでご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。議案第5号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、都市計画法の用途地域(第一種住居地域)でありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
7番	小菅	<p>案内図5-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>譲受人の〇〇は総合不動産業者であり、さくら市においても実績があります。今回計画している当地においても住宅販売に適した地であると確信し、協力が得られたので計画の実行に至りました。</p> <p>土地の選定理由、当地は当社分譲地櫻野5期の隣接であり近隣には氏家体育館、市役所まで0.5キロ、商店街まで0.8キロ、氏家駅東口まで約1キロであり、建売住宅需要が確実に見込める立地であると確信し選定しました。</p> <p>土地利用計画、周辺道路は開発行為に該当し現況幅員4メートルが必要となり後退道路用地として2か所、合計11.03㎡を設置しました。建売住宅5区画の計画をしております。外周にはコンクリート基礎にて土留めを行い、区域界として近隣農地に被</p>

		<p>害を及ぼさないようにいたします。し尿及び生活雑排水は公共下水道、雨水は浸透槽にて処理します。給水計画についてはさくら市事業水道管より配水管を新設し各戸受水いたします。</p> <p>資金計画、用地費、造成費、建築費、諸経費合わせて9200万円、全額自己資金にて賄います。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、周辺地の状況は東面が道路を挟んで農地と宅地、西側が宅地と雑種地、南側と北面が宅地となっております。土砂及び雨水が周辺農地に流出しないよう外周はL型擁壁、化粧ブロック積から工事を始めます。隣接農地については日照通風の影響は少ないと考えられます。</p> <p>今月の17日に地元の推進委員さん、また本日午前中に調査会で現地を確認してまいりましたが特に問題はないと考えております。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p><b>【異議なしの声あり】</b></p> <p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第5号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p>
議長	齋藤	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員挙手ですので、議案第5号番号5番については、原案どおり承認されました。 続きまして議案第5号番号6番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号6番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.3haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
15番	石塚	<p>案内図5-6をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p>

		<p>本申請は、〇〇さんが売買により一般住宅として転用する案件でございます。申請者は単身であり現在アパートに居住しておりますが、近い将来を見据え自己所有住宅の建築を計画し、勤務地から10分以内である当該地を選定いたしました。計画によりますと住宅1棟を建築し自家用駐車場2台分を確保しようとするものであります。取水は地下水を揚水ポンプにより取水し、排水は合併浄化槽と宅内排水処理装置による敷地内処理、雨水は敷地内をすべて塀で囲み敷地内自然浸透といたします。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費3650万円は全額借入金でまかないます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。</p> <p>以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第5号番号6番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号6番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第5号番号7番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第5号番号7番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、「水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設または公益的施設が存する」区域ですので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
2番	古澤	<p>案内図5-7をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この案件につきましては〇〇さんが父親の△△さんの土地を借り受け一般住宅を建設する案件でございます。</p> <p>転用行為の必要性ですが、現在賃貸アパートに住んでいますが子供2人が成長し手狭になりまして一戸建てを新築したいと考えています。</p> <p>土地の選定理由ですが、現在のアパートが手狭になり新築する土地を求めていましたが、市街地で適当な空き地がなく住宅を建てられる場所が見つかりませんでした。そこで、父親の所有地の中で申請地が候補として出てきました。申請地は実家の南側であり子育てにあたっては両親の援助も受けやすく、付近に上松山小学校もあり、今後子育てをするには最適の場所と考えています。また、通勤にも便利な場所となっています。周辺は住宅地として宅地化されており集団農地を侵食することはない場所です。周辺には農地もありますが日照通風の影響はないと考えます。</p> <p>土地利用計画ですが、木造2階建て汚水は公共下水道、雨水は敷地内浸透、取水はさくら市上水道。</p> <p>資金計画ですが、土地造成費、建築費、付帯事業費合わせて2800万円、全額融資で融資証明書も添付されております。</p> <p>周辺農地への影響でございますが、周りが住宅地の中にありまして父親所有の田んぼが若干残るぐらいでありますので農地への影響はないと考えます。</p> <p>本日調査会において書類および現地調査を行いました但し問題はないと思っております。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第5号番号7番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>

議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第5号番号7番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第6号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度 第5号 公告予定年月日は令和2年8月31日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規2件、再設定7件、農地中間管理権取得が1件、所有権移転が3件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第6号について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第6号は、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号6番についてはお目通しを願います。</p> <p>以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>さくら市農業委員会8月定例総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。</p>

(午後2時27分閉会)